

令和8年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

令和8年6月26日（金曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 第28号議案から第34号議案まで及び第2号報告から第4号報告までについて
委員長報告
(質疑・討論・表決)

日程第2 第35号議案上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

日程第3 第36号議案上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

日程第4 意見書案第1号上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1 番 野 崎 良
2 番 在 永 恵
3 番 於 久 弘 治
4 番 毛 利 洋 子
5 番 中 尾 勉
6 番 井ノ口 憲 治
7 番 阿 部 輝 之
8 番 土 谷 信 也
9 番 成 重 博 文
10 番 松 本 博 彰
11 番 河 野 徳 久
12 番 安 東 正 洋
13 番 北 崎 安 行
14 番 河 野 正 春
15 番 菅 健 雄
16 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 大 塚 栄 彦
総括主幹兼議事係長 水 田 健 二
推 進 員 清 水 栄 二

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫
副 市 長 安 田 祐 一
市参事兼総務課長 飯 沼 憲 一
市参事兼企画広報課長 丸山野 幸 政
市参事兼子育て支援課長 小 野 政 文
市参事兼健康推進課長 近 藤 直 樹
市参事兼環境課長 塩 崎 康 弘
市参事兼耕地林業課長 川 口 達 也
市参事兼建設課長 馬 場 政 年
財 政 課 長 伊 藤 昭 弘
情 報 推 進 室 長 瀬 々 賢 幸
地域活力創造課長 矢 野 裕 治
税 務 課 長 瀬 々 信 吉
市 民 課 長 田 中 良 久
保 険 年 金 課 長 香 園 明 臣
社 会 福 祉 課 長 近 藤 保 博
人権啓発・部落差別解消推進課長

甲 斐 繁 彦
商 工 観 光 課 長 井 上 重 信
農 業 振 興 課 長 山 崎 貴 史
都 市 建 築 課 長 近 藤 教 夫
上 下 水 道 課 長 近 藤 毅
地域総務二課長兼水産・地域産業課長

奥 田 浩 中
会計管理者兼会計課長 山 田 英 彦
選挙管理委員会・監査委員事務局長

古 澤 英 彦
農業委員会事務局長 東 本 久
消防長 山 田 幸 茂

教育委員会

教 育 長 河 野 潔
市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長

植 田 克 己
市参事兼文化財室長 河 野 典 之
学 校 教 育 課 長 板 井 純 子

総務課 総括主幹兼総務法規係長

結 城 健
秘書係長 日 浦 哲 司

○議長（阿部輝之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、第28号議案から第34号議案まで及び第2号報告から第4号報告までを一括議題といたします

す。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、中尾 勉君。

○総務委員長（中尾 勉君） 皆さん、おはようございます。総務委員長報告。

去る6月22日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案6件、報告2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第28号議案、令和8年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容としては、県支出金、国庫支出金、繰越金などで財源措置されており、補正額は、1億7,546万9,000円の増額で、補正後の予算総額は185億9,696万2,000円となっています。

地方債補正については、小規模給水施設等整備事業他1件の限度額の変更を行っています。

審査の中で委員より、歳入、国庫支出金における物価高騰対策プレミアム商品券事業についての質疑がありました。執行部からは、今回の物価高騰対応重点支援交付金4,414万5,000円は、昨年12月に国から配分のあった3億5,012万5,000円の最後の残りである。

なお、6月5日に国の補正予算で1,468万7,000円の追加配分があったが、これはまだ計上していないとの答弁がありました。

また、歳入、県支出金におけるプレミアム商品券支援事業費の内訳についての質疑があり、執行部からは、補正予算額8,150万円のうち、7,200万円がプレミアムの20%相当分であり、残り950万円が事務費の2分の1にあたる分であるとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第29号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、田染小崎辺地、田染真木・田染平野辺地及び夷辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定し、また、田染落辺地に係る公共的施設の総合整備計画において事業費の増額等を行うものです。

審査の中で委員より、事業実施において、辺地債を活用する財政上のメリットなどの質疑がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第30号議案、業務委託契約の締結については、真

玉地区第2期住宅団地の整備を行うため、委託契約を締結するものです。

審査の中で委員より、分譲団地の造成工事を市直営ではなく、大分県土地開発公社に委託するメリットなどの質疑があり、執行部からは、メリットとして、大分県土地開発公社は、住宅団地整備に係る開発行為の申請業務を熟知しており、開発行為と工事管理を一連で行えること。さらに、工事から確定測量などの関連業務を包括委託することで複数の工程に係る業務を一本化でき、効果的な対応が行えること。加えて、本市の事務負担の軽減につなげることができる。

また、工事の発注は、委託先の大分県土地開発公社が行うが、下請けや資材等の調達については、市内事業者を優先選定することになるとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第32号議案、豊後高田市監査委員条例の一部改正については、地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第33号議案、豊後高田市税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、今回の改正による影響についての質疑があり、執行部からは、令和7年中の収入額などから試算したところ、約1,700人に影響があり、約670万円の税収減となる見込みであるとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第34号議案、豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第2号報告、豊後高田市税条例等の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付で専決処分したので、承認を求めるものです。

審査の結果、全員異議なく承認すべきものと決し

ました。

第3号報告、豊後高田市税特別措置条例の一部改正については、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付けで専決処分したので、承認を求めるものです。

審査の結果、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（阿部輝之君） 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） 社会文教委員長報告をいたします。

去る6月23日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件、報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第28号議案、令和8年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、教育費では、設備機器等の高騰に伴う高田中学校体育館空調設置に要する工事請負費を増額する経費などが計上されています。

審査の中で委員より、高田中学校体育館空調設備工事の工事スケジュールについての質疑があり、執行部からは、本定例会で補正予算が議決された後、速やかに入札を実施し、物価高騰や中東情勢の影響もあるが、現時点では、本年度末までの完成を考えているとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第4号報告、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部改正に伴い、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付けで専決処分したので、承認を求めるものです。

審査の中で委員より、今回の改正により国民健康保険税の課税限度額の合計が113万円となるが、これに該当する所得額などについての質疑があり、執行部からは、国民健康保険税の限度額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分の4区分の合計からなり、それぞれに課税限度額が定められている。

それぞれの限度額は、医療分が67万円、後期高齢

者支援金分が26万円、介護納付金分が17万円、子ども・子育て支援納付金分3万円となっており、合計で113万円となっている。

ただし、それぞれに税率や税額が異なっているため、各限度額に到達する所得も変わることになり、所得に応じて課税限度額に到達する順番は、最初に介護分、次に後期分、次に医療分となり、最後に子育て分の順となる。国民健康保険税の限度額は世帯構成により異なるが、40代夫婦2人、子ども2人の4人世帯とした場合、この4区分全ての限度額に到達する世帯の所得額は、約899万3,000円となるとの答弁がありました。

また、今回の改正による国民健康保険税最高限度額の該当見込み件数についての質疑があり、執行部からは、今回の改正において、最高限度額に到達する世帯は、それぞれの区分ごとに医療分が38世帯、子育て分が31世帯の見込みであるとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（阿部輝之君） 産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君） 産業建設委員長報告を行います。

去る6月24日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第28号議案、令和8年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、衛生費では、田染小崎地区の小規模給水施設改修に要する工事請負費が計上されています。

労働費では、B I C事業協同組合の拠点施設の環境整備に対して補助を行う外国人材拠点施設強化整備事業費が計上されています。

商工費では、物価高騰対策プレミアム付き商品券（第12弾）の販売における事務委託料及びプレミアム分の補助金に要する経費や長崎鼻ヴィラリゾートの初年度の運営に係る指定管理料などが計上されています。

農林水産業費では、農業者が安心して子育てできる環境づくりを応援するための農業子育て応援事業費に要する経費が計上されています。

審査の中で委員より、長崎鼻ヴィラリゾートの指定管理における運営管理、体制については、どれぐらいの人員を考えているのかとの質疑があり、執行部からは、指定管理者が決まってからの協議となるが、想定として、受付・管理、清掃などを行うため、繁忙期では10名から15名と想定している。閑散期は、そこまで人は必要ないと考えているとの答弁がありました。

また、今回の補正に計上している指定管理料の中で、備品の購入等はどういうものが考えられるのかとの質疑があり、執行部からは、準備品として、リネン関係、寝具関係、カーテンのほか、顧客用の消耗品の歯ブラシ、キッチン用品等、また、各施設にバーベキューができるテラスを備えているため、バーベキュー資材など諸々の準備が必要になるとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第31号議案、公の施設の指定管理者の指定については、豊後高田市長崎鼻ヴィラリゾートの設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の中で委員より、今後の収支についての質疑があり、執行部からは、今回、指定管理料として900万円計上しているが、初年度のみ、備品や消耗品の購入に係る運転資金の不足分を指定管理料で計上するもの。

2年目からは、宿泊料として利用収入が入るので、基本的には、そこで自走していき、なおかつ、できるだけ早い黒字化を目指していきたい。

黒字になった場合は、その収入の一部を市に戻すといった協定も考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、長期利用もできるのかとの質疑があり、執行部からは、基本的には1泊から利用できるように設定したいが、1泊ではなく半日や1か月、2か月、3か月といったいろんなニーズに応えられるような宿泊形態・運営体制にしていきたいと考えている。

また、その場合の価格設定は、今後、指定管理者と協議していきたいとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（阿部輝之君） 以上で、委員長の報告を終

わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭です。

ただいま、3委員会の委員長から審議の経過の報告がありました。そのうち、社会文教委員長と産業建設委員長に質疑をしたいと思います。

最初は、第4号報告について社会文教委員長に質疑をいたします。

これは、国保税の最高限度額を4万円引き上げる条例改正の、もう既に専決処分をしている内容の承認を求める議案なんですけれども、そのうち、私はこれを議案質疑でやりましたけれども、同じような質疑があったようで、そのうちの対象になる方で、私は全体的なことを聞いたんですけれども、先ほどの中では、2件だけで、38件と31件という報告があったんですけれどね。これは、実は、本会議では資料が提出されています。資料の内容と違う説明があったもんだから聞いてるんですけれども、どういうように私どもは——資料と本会議で出された答弁と、今回の委員長報告で食い違いがあるというふうに感じるんですけれども、どちらを信用したらよいかということが一つですね。

それから、私は長年、国保税が高すぎる問題で議論しましてですね、ようやく3月議会で医療費分は大幅に減額をすることになりまして、その点は佐々木市長の決断を評価をしているんです。

しかし、後期高齢者分と介護分がその分上げられてまして、差し引きは大したことはないんですけどね、子育て支援分が追加されたために、それでも多くの皆さんは国保税が下がったんですけれども、一番下がっていったのはこういう高額所得者が下がっているんですよ。それで、今までに比べてみまして、本会議で出された資料のように、この限度額を超える方というのは本当に少ないんです。これは、豊後高田市が始まって以来少なくなりました。それは佐々木市長が3月議会で国保税をですね、引き下げたから対象が少なくなったと思うんですよ。その点についてね、何か私が今述べるようなことが審議されたのかどうかお尋ねをいたします。

次がですね、第28号議案と第31号議案に関連します長崎鼻のコテージですね。

本当に新しい南欧風の宿泊施設ができてね、期待をしておるんですけども、今の答弁の中で、ちょっと私分からないことが出たもんですからね、実は、この問題も本会議で質問しましたけど、資料もいただきましたけども、本会議というのは時間制限や質問回数制限がありましてね、深く審議ができなかったんですよ。で、この委員会の審議をどういうことになったかちょっと見守っておりまして、先ほどの委員長報告を聞いてね、また、新しい問題も分かりました。

一つはね、委員長に聞きたいのは、料金の問題——利用料金の問題ですね。本会議ではですね、1人1泊1万5,000円と説明がありました。実は、その料金というのは、課長が勝手に決めたり、市長が勝手に決めたりということができなくなっているんですね。議会の議決を得て、いわゆる3月議会にはこの利用料の条例案が提案されてね、そこで私はいろいろと質問をしております。

今朝、その答弁内容を見てみましたがね。その中ではね、私は、質問したのは、この条例では1人2万5,000円になっているんです。今回は1万5,000円という答弁でしょ。2万5,000円の中で、どうして2万5,000円となったかという質問に対してですね、県下の状況を調べてみて、平均的に2万5,000円だと。ハイシーズンについては4万1,000円という答弁しているんです。豊後高田についてはね。

しかし、これは上限なんだから、私の理解ではね、上限という条例でルールが決まってるんですけど、あとは、いわゆる指定管理者になった方が市長に了承を得て、市長が了承すれば、その料金が決まってるんですね。なってるんですよ。それで、何を聞きたいかと言ったら、私の質問にはですね、900万円の指定管理料の根拠について、それは初年度であって云々というけれども、1万5,000円掛け——1人1万5,000円と、1回2人に平均して云々で、2,000人だったかね、何人泊まって云々ということで、結局初年度は900万円という答弁がありましたわね。ところが、一番肝腎な3月議会で述べているのと、普通は1人1万5,000円じゃけども、ハイシーズンについてはね、この料金の設定の変動があるという答弁しているんですよ。設定を変動すべきだと思うんです。県下調べて、私なりに一部聞いてみましたがね、やっぱハイシーズンというのは予約が溢れるんですよ。だから、県平均では4万1,000円にしているんですよ。一般的には2万5,000円。豊後高田の場

合は1万5,000円ですよ。ハイシーズンについても1万5,000円というように、今まで私の本会議の答弁でも、先ほどの委員長の答弁でも聞こえるんです。だから、全て1万5,000円で行くのか、そういう利用者が多い時期についてはね、2万円とか3万円に引き上げるというようなことのそういう議論が委員会でされたかどうかを聞きたいんです。分かりますね。

それから、初年度だから900万円だ、だから、満場一致で賛成したということなんですけども、その初年度においてもですね、人件費の問題が一番大きいんですよ。先ほどの報告では、10人から15人雇うことがあるし、また、云々というか、まだ、最終的に決まっていらないんだけど、人件費が大きいでしょ。その他消耗品などがかかるので、初年度は特別に900万円組むんだと言いますけども、この点についてもね、やっぱり委員の中からね、5億9,000万円もかけた事業費ですよ。利用者がおれば当然ね、黒字になって、市に対して還元をすると。市はやっぱり起債の返還に使うということになると思うんですけどね。そういうような議論がされたのかね、議論された結果で、満場一致で賛成になったのかどうかを聞きたいんです。

以上です。

○議長（阿部輝之君） 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） 資料と報告が違うというようなご質疑でございましたが、本会議のときの資料によりますと、基礎課税分は、改正前は39世帯、改正後は38世帯となっております。子ども・子育て支援金分は、本年度より入りますので、31世帯というように資料には書かれております。

報告では、医療分が38世帯、子育て分が31世帯の見込みであるというふうに報告をいたしました。どこが間違っているのかということは、私はよく理解はできません。

ただ、本年度から入ります子育て支援金分の31世帯は、医療費分の38世帯の中に含まれるということでもあります。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君） ヴィラリゾートについての質疑にお答えします。

繁忙期、それから、閑散期についての料金の変動については、議論をしております。

そういうことは議題に上がりませんでしたけど、できるだけ早い黒字化を目指すということで、黒字になれば収入を一部市に戻す協定もしたいというふうに説明を受けております。

以上です。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あとまだ追加議案について質疑がありますので、ここで遠慮します。

○議長（阿部輝之君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭です。

私は、第28号、第31号議案、そして、第4号報告について反対討論をいたします。

最初は、第28号議案、一般会計の補正予算についてであります。

今回は、総額約1億7,000万円余りの予算でありまして、その中で、市長から提案されております小規模給水施設の整備事業費や物価高騰対策の第12弾のプレミアム商品券の事業、さらには、農業子育て応援事業などなど、そういう事業予算については同意するものでありますけれども、先ほどから問題にしました長崎鼻に今年3月に完成されましたコテージ、新宿泊施設の指定管理料900万円が含まれておりまして、まだ私は納得できません。そして、第31号議案と関連をする案件でありますので、合わせて討論をしたいと思います。

この施設は、私ども議員は3月議会で現場を視察させていただきました。長崎鼻の小高い場所の農地を購入して、そこを造成する。事業費の総額が5億9,000万円だと聞いています。非常に眺望のよい場所でありまして、姫島も馬ノ瀬についても、あるいは山口県までも見える場所で、本当、私どももここに泊まりたいというような南欧風の新型のコテージだと思います。

それでですね、今度の議案は、議案をよく読んでみますと、今年の6月26日から再来年の3月31日までを市のまちづくり株式会社に指定管理として管理・運営してもらおうという内容ですわね。表に出てきました議案質疑でも、私は事業効果について質疑したんですけども、るありましたけどね。その

中で、1年間——今年の6月26日から来年3月31日まで約9か月とちょっとなんですけど、この指定管理料が900万円ということで、私が合点がいかない議論をしたと思うんですね。指定管理者として、まちづくり株式会社と契約するのは、9か月ではなくて、もう1年あるということも、よく議案を読んでみましたら分かりましたけどね。

それで、何を言いたいかと言いますと、普通、民間でしたらね、これだけの5億9,000万円もかけるような事業ですから、大体年間どれくらいのお客さんがおると、収入がどれだけあると、経費が年間どれくらいあるというような計算をして事業を始めると思うんです。市においても、佐々木市長は、なるべく節約、節約ということを述べてきまして、いろいろ節約では実績を上げていると思うんです。これについても議論したと思うんですけどね。先ほど委員長に質問しまして分かったことで皆さんもお分かりのようにですね、利用料については3月議会で——利用料というのは条例を定めなければ利用料を取れないんです、こういう施設はね。それは、上限という形の条例、利用料ですね、それは2万5,000円となつとるんですよ。県下の施設は、一般的には2万5,000円。そして、ハイシーズンのにはですね、4万1,000円が平均のようです。これは、3月議会での執行部からの答弁で分かったことですね。それで、今回は幾らで、この7月にオープンしてから利用料を取るかというのは、まだ、ホームページを見ましても公開されておられません。まだ、最終決定されていないと思うんですね。だからホームページでは、まだこれでどうぞ皆さんご利用していただきたいということは、まだ、今朝もホームページ見ましたけど全然発表されてないんですよ。でも、私は、これだけ5億9,000万円もかけて3月に完成したんだから、もう7月にオープンするとなればね、早い時期からですね、この長崎鼻の一番いい場所にこんな立派な、いわゆる南欧風の本当に新型のいわゆる平屋建て5棟でしょ、2階建てで4棟で、本当に場所はいいです。だから、そういうことを宣伝をすれば、もうオープン時期からどんどんお客さんの予約が入るんじゃないかなと思ってならないんですよ。

そういう努力すればね、いわゆる利用者が多ければ、条例が2万5,000円と決めておれば、2万5,000円でもいいけるのかね、あるいは1万5,000円がよいかというのがあっても、まだ料金が決まってないから、そういう形で公表されてないかもしれませんけ

どね。それを悪いと言ってるんじゃないんですよ。何を言いたいかって言ったら、いろいろな計算して、こういう大分県内では最も立派な施設なんだから、利用者大勢募っていく努力をすればね、予定以上に利用者があれば、料金もっと徴収できるんじゃないかなあと。それから、予約がどんどん増えて、皆さんに比べられないような時期については、1万5,000円じゃなくて、もう少し上げることができるんじゃないかと思うんです。そういうことが委員会の中でも全然議論されてないでね、満場一致で決まったということだからね。そういうことをやればですね、そんな900万円も市が指定管理料として、まちづくり株式会社に対して、支出しなくてもやれるんじゃないかと思うんです。一般的には皆さんそう思うんじゃないですか。今後、大いに事業効果が上がるように努力をしてもらいたいと思いますけれども、私は今回900万円ということだね、今後の問題がありますので、同意できませんので反対いたします。

これ、予算も契約議案についても同じです。

次は、第4号報告、国保税条例の一部改正議案についてであります。この議案は、もう既に3月31日に市長が専決処分をして、今回議員に事後承認を求める議案です。

これももう簡単に述べますけれども、一言で言うならば、国保税の医療費分を1万円と、子育て支援分を4万円、最高限度額を上げて、1世帯年間113万円に限度額が引き上げられるという議案です。

私は、豊後高田の国保税は所得に比べて高すぎると、特に医療費分については、県下14市の中で、杵築市に次いで豊後高田が2番目だということは何度も指摘しましたね。何とか引き下げよと。とうとう佐々木市長も今年の3月議会にはそれを認めていただきまして、医療費分については、市民にとっては大幅な引き下げができました。

その点については評価をするんですけど、その分、後期高齢者分と介護分を引き上げたためにですね、差し引き、ほんの僅かの引き下げになったんですけど、今度、新たに子育て支援分が上積みされたためにですね、一部の方は値上げになりました。でも多くの方は値下げになっていますからね、よかったと思うんです。

それでですね、この最高限度額の対象者が大幅に少なくなっています。いわゆる税率を引き下げたためにね。それを喜んでいただ——今回4万円引き上げても、その4万円に該当しない人が生まれました

ね、それはよかったと思うんです。でも、この三十何人の方は、実際には4万円引き上げることになりますのでね、やっぱり負担が大変だと思いまして反対をいたしますが、問題は、市長によく聞いてもらいたいのは、今、令和8年ですから、令和11年度から国保税の税率が県下で統一をされるということで、今進んでいますからね。私も県下の状況をそれぞれ調べておるんですけども、それでも、今、貯め込んでいる基金は、この間に上手に利用して国保税を引き下げようという動きが強まっております。それで、豊後高田においてもですね、今まで取りすぎて貯め込んでいるこの国保の基金についてはですね、一部取り崩しをして何とか来年の3月議会には、ああ、なるほど佐々木市長、応えてくれたかと、国保税を下げたかと、多くの市民が喜んでもらえるように、市長、新しい今度の担当課長ともよく協議してですね、実施をしてもらうことを意見として述べまして、討論を終わります。

ご賛同をお願いいたします。

○議長（阿部輝之君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の一括採決するもののうち、反対のありました第28号議案、第31号議案及び第4号報告を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の一括採決するもののうち、反対のありました第28号議案、第31号議案及び第4号報告を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第28号議案について、起立により採決いたします。

議席に設置されている賛成・反対いずれかのボタンを押した後に、本案に賛成の者は起立をしてください。以後、起立採決の際は同様にお願いいたします。

第28号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部輝之君) ご着席ください。

起立多数であります。

よって、第28号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第31号議案について、起立により採決いたします。

第31号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部輝之君) 着席ください。

起立多数であります。

よって、第31号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第4号報告について、起立により採決いたします。

第4号報告は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部輝之君) 着席ください。

起立多数であります。

よって、第4号報告は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

日程第2、第35号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第35号議案は、教育委員会委員の任命についてでございます。本年7月1日をもって任期が満了する教育委員会委員に松成康男氏を再任したいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(阿部輝之君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部輝之君) ご異議なしと認めます。

よって、第35号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 日本共産党の大石忠昭であります。

今、市長から教育委員の人事案件の提案がありました。私は、提案されている議案について賛否の判断をするためにですね、今回は5点について質疑をしたいと思いますので、簡明に答えてください。

実はですね、こういう問題でいろいろと後で質問を受けるものですからね、ちゃんと市民に答えるために市民の目線で質疑をします。

1点目はですね、この提案されております教育委員の報酬は1か月でどれぐらいなのか。

教育委員の役割や仕事を果たすために、まあ、いわゆる議員でしたらね、定例議会が年に4回ありますけども、教育委員の先生方はどういう定例の会議があるのか。そして、その果たすための会議の旅費とか、あるいは費用弁償とか、待遇をどういうように見たらいいんだろう。教育長はちょっと高いと思うんですけどね、その辺教育委員については、私どもはちょっとよく理解しておりませんので、市民に分かるように答えてください。

2つ目はね、提案されました松成康男氏の経歴については、詳しい資料をいただきましてね、資料を提出していただきまして本当にありがとうございます。よく分かるんですけども、もう一つ私ども市民に分かるようにですね、なぜこの人が適任なのか、市長が自信を持って提案しているからね、私は賛成したいと思っているんです。けども、どういう点で適任と思えるのかね、もう8年間の経験のある方ですからね、その辺をちょっと説明してもらったと思います。

3番目ですね、今度は教育委員の仕事です。

役割と言いますかね、基本的な会議、先ほど言いました旅費などについて求めたんですけど、今度はですね、基本的な会議出席で、議案として、もう議会でしたら表決をしますわね。教育委員会でも表決をするような議案があつてやるのかなと思う——私は知らないから聞いているんですけども、そのような議案が出される、あるいは各種資料が提案されてですね、議論するのが教育委員会なんだろうかなと、ちょっと分からないから聞いているんですけど、その辺はどうなんですかね。いくら優れている方でも議案がなければ質疑はできないし、資料がなければ質疑はできませんわね。それで聞いております。

4番目はですね——今のところが4番目でちょっ

と戻りますけど、今のところ4番目にします。

3番目のところは基本的な仕事についてというように述べましたが、仕事について分かりやすいようにね、教育長と教育委員がどう違うかということが分かればいいです。それが3番目。

4番目は先ほど言ったように、議決するような議案が出されて、表決もやられるのかどうかですね。その辺、議会と教育委員会は違うんかというのは、市民の関心事ですね。

最後に5番目は、市長から提案されました松成康男氏につきましてはね、定例の教育委員会やあるいは総合教育会議などでね、よく意見を述べていただける方なのかなあと。私は分かりません。それで、その人のどういう意見を述べたという意見の中身を聞いているんじゃないです。意見を述べてくれる人かなあ、黙って座っているばかりの人かなあと。黙って座っているばかりではないと私は信じていますんでね、分かったら、せめてこの人の8年分を正確に答えよという質問じゃないです。せめてね、一般論でやっぱり教育委員としてちゃんと大事な点で発言をしてやっている人かと分かたら、せめて4年分でも何回ぐらいの意見を述べているのかね、表決に賛成しているのか、反対していないと思うんですけどね。あるいは資料に基づいて意見を述べたかというようなことが分かたら、分かる範囲でいいです。もうせめて4年分分かたらいい、4年分分からなかったら最近1年分でもいいですけども、いいですか、よく聞いてくださいよ、具体的にどういう意見を述べたということを聞いているんじゃないんですよ。それは大変だと思いますね、そういうことを聞いているんじゃないんです。この委員は教育委員として必要なときにこういう意見をしたりしているかと。何回ぐらいしているというのが分かれば（聞き取れず）。

以上であります。

○議長（阿部輝之君） 総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 5点あったうちの1点目と2点目について、私のほうからお答えしたいと思います。

報酬は、月額ではなくて年額で31万4,000円でございます。あと、費用弁償につきましては、職員と同じように、自宅とか会議がある場所への通勤距離に応じて支出しております。距離に応じて変わってきております。委員さんごとで違ってきております。

あと、2点目の今回の任命の案の選出であります

が、月並みになってしまうかもしれませんが、全般的には法で規定されているように、地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格高潔で教育・学術及び文化に関して識見を有する者のうちからとなっております。あと、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りがないように配慮するというふうになりますので、そういった基準で選んでいるわけですが、実際に大石議員が言われたように、8年間の実績がありまして、その中で、発言の中とかそういったのもありましたけども、そういったのも十分、いろいろな意見を言うてくださっている方ということで選任されたものというふうに思っております。

私から以上であります。

○議長（阿部輝之君） 教育総務課長、植田克己君。

○市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） それでは、大石議員のご質疑にお答えします。

まず、第1点目の業務の内容ということでございますが、当然のことながら委員さんにつきましては、教育委員会に参加していただきまして、全ての議案に審議いただくということと、学校訪問等々も含めて学校の全体を把握していただくと、そういった役割がございます。

また、2点目の教育委員会の会議において、どういった内容になっているのかということでございますが、当然、うちから提案する——ご承認いただく議案もございますし、報告事項等々でございます。

3点目の意見を述べているのかということでございますが、教育委員の皆様は教育委員会に参加して、毎回多様なご意見、アドバイス等をいただいておりますので、当然松成委員さんにつきましても、会議においてご意見やご質問、それとか、アドバイス等々をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） それではね、1点目の報酬や会議の旅費や費用弁償についてね、今、総務課長から答弁があったんですけども、その旅費について、あるいは費用弁償についてはね、教育長と教育委員というのは変わらないと思うんですが、変わらないということでもいいですかね。

報酬というか、給料については変わるんですかね、変わるんですね。その辺はちょっとどうなのか、ちょっと私分からないので説明してもらえませんか。

○議長（阿部輝之君） 総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 費用弁償は、教育長には支出をしておりません。4人の教育委員さんにだけ、費用弁償を距離に応じて支出しております。

以上であります。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 次はね、2項目めの再任の根拠についてはね、今、総務課長から述べられましたんでね、市長の提案を認めて再質問はしません。

3番目の問題でね、ちょっと聞き取りにくかったんかなと思いますけども、教育委員の——私なりにですね、思い出してみますと、法律が変わりましてね、教育長と教育委員の役割、任務が変わったと思うんです。選任の方法も変わりましたわね。それでですね、この委員については、昔でしたらね、松成先生については、ここで皆さんで同意をいただければ教育長になる資格があったんです。その皆さんで互選で教育長が選ばれたんです。今は教育長はそうではなくて、市長に頭を下げておれば、市長が提案すれば、議会の同意を得て、教育長に何年でもなれるという法律が変わったんですね。この法律には私も反対しておりますけども、何をここで聞きたいかといいますと、豊後高田の場合は、教育長がやるべき仕事と、教育長職務代理者というのを置いているということが分かったんです。だから定例の——私がここで聞きたいのはね、今回提案されている方がですね、教育長の職務代理者になる資格があるかどうかを聞いてるんです。

職務代理者というのは、教育長とどう違うのかね。どの場で職務代理者として活躍できるのか、その辺私が、今日の朝、法律を読んでみましたが、分からないけど、豊後高田はそうなっていますわね。

その辺をちょっと説明してもらえませんか。

○議長（阿部輝之君） 教育総務課長、植田克己君。

○市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） それでは、大石議員の再質疑にお答えします。

まず、職務代理者になる資格があるのかということでございますが、当然でございます。

それと、教育長と職務代理者の違いはどうかということでございますけども、もちろん教育長不在の時に職務代理者があたるということもございすし、教育委員会での議事進行は、職務代理者が行っているところでございます。

以上でございます。（○16番（大石忠昭君） 私は、

法的根拠を聞いているんだけど、それに答えてもらえませんか。議長、答えになっていない。法的根拠を）

○議長（阿部輝之君） しばらく休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（阿部輝之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育総務課長、植田克己君。

○市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） それでは、大石議員の再質疑にお答えします。

職務代理者というものにつきましては、教育長が事故あるときや欠けた際に、職務を代行するものとして、地方教育行政法第13条に基づき、あらかじめ教育委員の中から教育長が指名をするということでございます。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 先ほどの教育総務課長の答弁でね、教育委員会の会議において、司会をしていると言われましたわね。いいですか。さっきの答弁ではね、教育長の代行するとなっているんですよ、代行って、教育長がいながら司会をするとなるんですかね。そうするとね、司会するということになると、いわゆる議長ですわね。表決があるときには、その人が——例えば、今のこの人のことを聞いているから、この人が職務代理者になる権利を持っていることだったと思うんですけども、その人がなった場合は、司会をしたら、教育委員会で審議をする議案について、表決をする場合に表決ができるのか。説明を求める質疑ができるかと。普通一般論ではできないでしょ。よその定例の会議では教育長がみんなやってますわね。こんなことしてるのは豊後高田だけなんですよ。

教育長は今度は、その人が例えば、この方が松成先生が司会をやって議長役を果たした場合にね、表決の権利を持っているのはあと残りの3人なのか、教育長も含めて教育長が提案したことが表決の対象になるかという矛盾があると思うんですけども、それはどうなんですかね。

同じ会議でもね、市の総合教育会議があります。これは、市長が招集する会議ですね。あと、教育長も4人の教育委員も参加するんですよ。これは、大分県中、佐々木市長も同じですが、ちゃんと市長

が議長を務めて進行してますわね。そのときは教育長も表決権があるようになっていきます。なんで豊後高田の教育委員会の定例会は、先ほどそうならないからね、なぜなっていないかその法的根拠をね、なぜなっていないかということなんよ。表決権は何人あるんですか。

○議長（阿部輝之君） 教育総務課長、植田克己君。

○市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） それでは、大石議員の再々質疑にお答えします。

法的根拠ということでございますが、豊後高田市教育委員会会議規則第5条第2項において、教育長は当該会議の進行についてあらかじめ指定する委員に行わせることができるとされておりますので、職務代理者を指定して会議の進行を務めさせていただいておるところでございます。

また、表決、質問はできるのかということでございますが、教育委員会の中では表決も採決も行っているようにしております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） この問題はもう1回できるからね。教育委員会の中で……。

○議長（阿部輝之君） 3回もう質疑しました。

○16番（大石忠昭君） 再質問3回目ですわね。3回したんですかね。3回した。この問題できないね。じゃあ、今は3項目めの質問だったんですね。

今度は4項目めのことで聞きたいのは、今回提案されている方を含めた教育委員の皆さんが、年間定例的に会議に出るのはね、それを今できるようにしているのは定例の教育委員会ですわね、それを毎月やられてるということと、市の総合会議などがあると思うんですけどね、その他にどういう会議があるのか、そこにですね、今、あんた表決に参加できるって言ったけど、表決するような——議会でしたら第何号議案、何号議案となっていますけど、教育委員会でも第何号議案と1年の年度最初から最後までに、何十号議案というような方式になっているんですかね。本当に表決をしてきたのが何件あるんですか。この委員さんは、私は反対してない、全部賛成してると思うんだけどね、それが悪いと言ってるんじゃないんですよ、そういうように、表決をするのに職務代理者になっても表決ができるんですか。そんなことをやっているのは、大分県で豊後高田だけじゃないんですか。表決権があるんですか。職務代理者で司

会をしながら。

同時に、実際にですね、そこまで言うんならば、豊後高田の場合、せめて1年間だけでいいですよ、昨年度1年間で12回会議を開いたら、表決を行った案件が何件あるんですか。何号議案と何号議案に表決があったんですか。それは、満場一致でも結構ですけれども、本当に表決をしているんですか、豊後高田の教育委員会は。そこを聞きたいんです。

いいですかね。もう1回ね、あと1回しかその分で聞かれませんか、もう1個ね。私は、今度の議会で考えて考えて、一般質問で子どものいじめ・不登校の問題を討議したつもりです。これはね、やっぱり自分でもう1回ビデオを聞き直してみましたけどね、私の質問は間違いなかったと思っています。でもね、課長や教育長の答弁ではね、かみ合った討議ができてないんですよ。それで聞きたいんですよ、教育委員会もそうなるんじゃないかなど。

今回選ぶ委員さんについてもね、その発言の権利があるんですよ。しかし、先ほど一般論で、多くの皆さんは教育委員会で発言をされると言われましたわね。そこで聞きたいんですよ。発言をする場もない教育委員会は、この年に十何回しかない会議に対して、本当にですね、いじめや不登校の議案を出して何回審議をしたんですか。その場で本当に審議をしていますか。それから同時にね、この方が、今日選ばれる方も今まで8年間おったんですけどね、市のそれは今度は教育総務課長が一番知ってますわね。教育総務課長、最近の会議で今年の2月に開かれてますわね、そこでもこんな大きな問題が起こっているとき、それは、いじめ・不登校の問題ね、議題になっていますか。この方が意見を述べるって言うても議題になってないんでしょう。その辺はどうなのかってことで、そこで立派な委員が選ばれてもですね、そういう状況になったら審議はできない。その辺はどうなんですか。

○議長（阿部輝之君） 大石議員、人事案件ですので、教育委員会のそのものではないんですけども、人事案件ですからそのようによろしくお願いします。

○16番（大石忠昭君） それに教えてください。

○議長（阿部輝之君） 総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 最後のほうにご質疑ありました総合教育会議の中に、いじめ・不登校問題が議題になっていましたかというご質問につきましては、令和7年度につきましてはなっておりません。確かその前もなっていないと思います。

以上です。

○議長（阿部輝之君） 教育総務課長、植田克己君。

○市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） それでは、大石議員の再々質疑にお答えします。

会議に諮って採決する場合でございますけども、教育長が会議に諮って採決をしなければならない、教育長は順次各委員の賛否を求めて採決する、採決は教育長が会議に諮って記名・無記名の投票によることができる、そういうふうなんです、教育委員会会議規則で定められておりますので、当然、職務代理者についても採決の際は参加をするということでございます。

次に、そういった議案が何件あるのかということでございますが、現時点で件数については把握できておりません。

以上でございます。（○16番（大石忠昭君） せめてね、議会という、私が聞いているのは、第何号議案、何号議案ちゅうことになつとるんかと。それもなし。なっていないでしょ。なっていないことを認めな）

○議長（阿部輝之君） 質疑を続けてください。（「休憩」と呼ぶ者あり）

しばらく休憩いたします

午前11時20分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（阿部輝之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育総務課長、植田克己君。

○市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） それでは、大石議員の再々質疑にお答えします。

要綱、条例、承認いただくものにつきましては、議題として、通しで何号議案、何号議案ということで提案をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今、しばらく休憩を取りましたけど、今の答弁が今の実態なんですよ。私は、県下の状況を全部調べまして言っているんですよ。豊後高田だけがね、特別扱いなんです。それでね、もう長く言いませんが、あと2回質疑できますんでね。2回は、今、提案されている方が再任する議案ですからね、これまで積極的に質疑、発言をされたかどうかを聞きたいと断ったけども、一般論で

教育委員の皆さんはよく発言しとると言われたでしょう。それでもう、その辺までは良とするんですけどね。

聞きたいのは、議案として提案されなければ質疑はできないでしょ。質疑していない人が——教育委員が悪いと言われないんですよ、私どもはね。けども、今、私が問題にしているのは、子どものいじめや不登校の問題で、教育長が教育委員会で審議をしてほしいという議案を、せめて4年間のうちに何回出したんですか。5回以上出したなら5回以上と言ってください。

そんなに出してないんですよ。出していないでしょ。5回以上出していると、出しているけどもね、皆さんが発言せんやったということなのかね、出さないから発言してないかとは大きな違いでしょ。出していないでしょうが。こんだけ大問題になつとる、いじめが原因になってね、命にかかわる問題まで、全国でも国会でも問題になる問題ですよ。こういう問題が教育委員会で議論されてないでしょうが。されておるならされておると言ってください。だからね、いくら、今日、市長が提案した松成先生が立派な方であっても、そういう問題が教育委員会に提案されていないんですよ。議論しようがないじゃないですかと聞いているんですよ。それはどうなんですか。

それからね、表決は、教育委員の職務代理者も表決に参加できると言われたけど、それはどこに書いていますか。ならばね、なんで教育長が、教育長で給料も一定の額もらっているのにね、ちゃんとどこでも教育長が司会進行しているのにね、しなくて、それぞれ今日選ばれた方も職務代理者になる権限があるようですね——そんなことするんですか。本当に表決をしてるんですか。表決をしてるんですか。

そのときに職務代理者はですね、自分の席に帰って、教育長が入れ替わってですね、皆さん第何号議案については、賛成の方はご起立願うというような、式次第でやったことがあるんですか。あるんないつつやっただと言ってください。

○議長（阿部輝之君） しばらく休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（阿部輝之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育総務課長、植田克己君。

○市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） それでは、大石議員の再々質疑にお答えし

ます。

まず、先ほどのいじめ問題について、議論しているのかということでございますが、当然提案をさせていただいておりますが、原則非公開となっておりますので、ホームページ上等等でも公開はしていません。

2点目の会議規則の中で、教育長は進行をあらかじめ指定する委員に行わせることができるとなっておりますので、その部分については、職務代理者が進行を行っているということでございます。

以上でございます。(○16番(大石忠昭君) 議長ね、今の答弁は答えてないですよ。時間を取って、休憩を取った割にね、調べてないでしょ、正確に答えてください。

秘密会はどこでもやっていますよ、豊後高田でもやってもいいですよ、そんなこと聞いてないですよ。私の質疑に答えてないでしょ。答えてないんですよ。全然応えてない。何回ね、小中学生をいじめや不登校が……)

○議長(阿部輝之君) 大石議員に申し上げます。

執行部の答弁が大石議員の期待する内容でないとしても、それぞれ考え方が違いますので、ご了承願います。

質疑を続けてください。

○16番(大石忠昭君) もう市民の皆さんが聞いたらどう思いますか。私の質疑することが問題なんですか。

私が聞いているのはね、教育委員の先生方は、いろいろ積極的に意見を上げてると。本人のことを聞いたけど、本人のことを私が問題にしているんじゃないんですよ。やっているというのを分かりましたと、了承しているでしょ。しかしね、もっとやりたくてもね、議題になっていなかったらやれないじゃないですか。うちのことを聞いているんですよ。

それでせめてね、この松成先生の任期中の8年間だったら大変でしょうけど、4年間のうちにね、小中学生の子どもがいじめ・不登校の問題が何回議案になったんですかと聞いているんですよ。ほったら、秘密会をやったと、秘密会をやったかやらんかまで全部私調べてますよ。そんなことを聞いていますか、私は。いじめ・不登校のことが、第何号議案、何号議案で何回議題に上がったんですかと、資料が何回出されたんですかと、出されてないでしょうがまともに。出されたんなら出されたって言ってください。せめて5回以上やったんならやったと言ってくださ

い。5回以上ね、1年間に12回会議があつて、5回以上いじめや不登校の資料が提案されたと、しかし、もう誰も意見がなかったということを聞いているんで、意見があつたかないか聞いているんで、意見をしようがないじゃないですか。議案を出してないじゃないですか。資料を出していますか。

先ほど休憩時間に言いましたけど、市長が主催する市の総合教育会議も、必ず教育長と4人の教育委員が——この方も今度出席するんですよ。その会議にね、ずっと法律で決まってる、毎回出したものが、この2年間だけ出してないんですよ。それは学校教育課長、あるいは当時の係長にも問題があつたんじゃないですか。なんで出してないか。それは今度私は9月議会で問題にするつもりですからね、今日は問題してないんですけど、言うておきますけど。正確に答えてくださいよ。休憩取っても、肝腎なこと答えてないじゃないですか。いいですかね。

そしてね、もうこれで質疑終わりますけどね、この松成先生が本当に立派な方で、後で賛成討論しますけどね、いじめや不登校の問題で、さらに議論をしてもらいたいんですよ。そのためにはね、学校教育課がやっぱり資料を出すべきですよ。それを秘密会でやる問題の議案なら議案でもいいですよ。秘密会でやったことを私は問題にしているんじゃないんですよ。議案として出してないんじゃないかということをやっているんですよ。出してですね、皆さん、豊後高田のいじめや不登校の状況はこういうことです。中津市なんか教育課長の答弁をよく聞いていますけどね、議会も傍聴していますよ、全然違いますよ、豊後高田と。だからこういうことで、全国的にはこうなっている、大分県はこうなっているけど、中津市はこう進んでいますよという話をしていますよ。豊後高田でもずーと資料を調べてみたら、市長が主催する会議では出てたんですよ。それ2回だけ出てないんですよ。何でもかということですよ。だから、教育委員会が出されているのかと調べてみたら、5回以上出しているのかという答弁できないでしょ。もう1回、5回以上あるんじゃないか言ってください。これが豊後高田の教育委員会の実態なんですよ。

今後、松成先生にも大いに頑張ってもらいたいから聞いているんですけどね。これは、松成先生の問題じゃないでしょ。こういう大事な問題が豊後高田で起こっておきながら、議題として提案していない、資料として出して、説明もしていないというのが教育

委員会の実態じゃないんですか。その辺どうなんですか、明らかにしてください。それで質疑終わります。

（「質疑じゃない、質問になった」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） 教育総務課長、植田克己君。

○市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） それでは、大石議員の再々質疑にお答えします。

議題として出されているのかということでございますが、令和7年度1回、令和6年度3回、いじめ・不登校問題等々について議題として出させていただいております。

以上でございます。（○16番（大石忠昭君） 5回以上出しているかちゅう質疑なんですよ）それ以前の部分については、現時点で確認できておりませんので、ここ2年間では4回出させていただいております。

以上でございます。

○16番（大石忠昭君） 終わります。

○議長（阿部輝之君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭です。

私は、追加議案第35号議案について賛成討論をいたします。

教育委員会は、全国都道府県、それから市町村に置かれている——本市では教育長と4人の教育委員で構成されておりまして、教育委員の任期は4年です。

教育委員会は、偏った教育がなされない、それを防ぐために、知事や市町村長から独立した委員会となっています。教育行政における重要な意思決定を行う責任者でもあります。地域住民の意向を反映した教育行政を実現するために、様々な視点から地域の課題を捉えて活動することが求められています。

先ほど総務課長からありましたように、人格が高潔で、教育学術及び文化に関し、識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て、任命をすることになっています。

法律を読んで、私も恥ずかしいけど初めて分かりましたけども、この教育委員は、市長と同じように、

北海道に住んでおっても、東京に住んでおってもですね、本市の市長が推薦をして、議会の同意を得れば、教育委員になれるというのが教育委員なんです。各地も調べてみましたら、そういう隣の市やその次の市から教育委員を選んだ市もあるということも分かりました。だから、私はそれを選ぶ方がいいと言っているんじゃないんです。今回は、香々地地域の方ですから、私は賛成するんですけどね。

それでですね、私は、市長から提案のありましたこの松成康男氏について、賛成理由を3点述べたいと思います。

1点はね、松成氏は、旧香々地町で歯科医としてご尽力されている方で、市の中心部で選ぶ委員とは違ってですね、周辺部の皆さんの実態がよく分かる。先生は子どもたちの意見や保護者の意見をよく聞いている立派な方の方ですね。そういう点で、今後もしっかり周辺部の地域の皆さんで抱えている課題なども、この4年間また教育委員としてのご活躍できる方だと信じておりますので賛成するんです。

もう1つはですね、大体、豊後高田はそうっていないが、よそは教育経験者を主に選ぶんですよ、教育委員は。そうじゃなくて、今回も教育退職者じゃなくて、一般市民の方ですわね。そして、しかも歯科医さんで、多くの市民と接する機会がある、子どもさんと接する機会がある方ですね。そういう人でね、今後、問題は問題と、問題を指摘できる委員さんだと思っておりますのでね、大いに期待して賛成するものです。

3点目は、この方が、ここで同意をいただければ、今度は3期目に入ります。だから、2期8年間の経験を生かしてね、もっともっとね、私が心配しているいじめや不登校の問題も含めてですね、やっぱり市民のために議論をしていただける、そういう命にかかるようないじめや不登校問題が起こっておるだけにですね、教育委員会の役割は大きいと思いますので、必ずそれに応えて活躍できる委員であると思いますので、ぜひ、議員の皆さんのご賛同をお願いして賛成討論といたします。

よろしくお願いいたします。

（「大石議員に賛同をしよ、賛同しよ」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） これにて討論を終結いたします。

これより、第35号議案を採決いたします。
 本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） ご異議なしと認めます。

よって、第35号議案については、これに同意することに決しました。

日程第3、第36号議案を議題といたします。

提案理由の説明を認めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第36号議案は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてございまして、本年6月30日をもって任期が満了する3名の固定資産評価審査委員会委員に、新たに渡邊留理子氏、量山奈美氏を選任し、土谷恒男氏を再任したいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部輝之君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） ご異議なしと認めます。

よって、第36号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第36号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） ご異議なしと認めます。

よって、第36号議案については、これに同意することに決しました。

日程第4、意見書案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 意見書案、提案理由説明をいたします。

ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しております。

子どもの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

豊かな学びを保障し、学校の働き方改革を実現するためには、少人数学級や加配教職員の増加、少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

公立の義務教育、小学校等の教職員の給与等に関する特別措置法等改正を受け、公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は、2028年度までに35人に引き下げられます。

今後は、高等学校の早期実施ときめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている実態もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であることから、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府において、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の2項目が実現されるよう、国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出いただきますようお願いするものでございます。

要望事項といたしましては、1点目、教育環境改善のため、全ての職種において計画的な教職員定数改善を推進すること。とりわけ、高等学校での35人学級を早急に実施すること。

2点目、教育の機会均等と水準の維持向上を図る

6月26日

ため、義務教育国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することです。

以上、本意見書について、議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部輝之君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（阿部輝之君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年第2回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時52分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 阿 部 輝 之

豊後高田市議会議員 野 崎 良

豊後高田市議会議員 在 永 恵